

規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十九号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次条第二号」を「次条第三項第一号ロ」に、「三十五人」を「三十人」に改め、同条第三項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第五条を次のように改める。

（職員の資格）

第五条 条例別表第三号イの規則で定める場合は、保育士の資格を有する者を、一人に限って、その者の勤務する認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代える場合とする。

2 前項の場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 条例別表第三号ロの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるとき。

イ 次の(1)又は(2)に該当する者を学級担任とするとき。

(1) 幼稚園の教員の免許状のみを有する者

(2) 保育所型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園の認定を受ける場合で、保育士の資格のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であつて幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

ロ 次の(1)又は(2)に該当する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事させるとき。

(1) 保育士の資格のみを有する者

(2) 幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合で、幼稚園の教員の免許状のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することが適当と認められる者であつて保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものに限る。）

二 保育士の資格を有する者を、一人に限って、その者の勤務する認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代える場合

4 第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第十条に次の一号を加える。

十一 認定こども園の設置者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

附則第二項中「第五条第二号」を「第五条第三項第一号ロ」に改める。

附則第三項中「第五条第二号イ」を「第五条第三項第一号ロ(1)」に改め、「主幹養護教諭」の下に「、主幹養護教諭」を加える。

附則第五項中「第五条第二号」を「第五条第三項第一号ロ」に改める。

附則第六項中「及び次項」を「、次項及び第八項」に改める。

「

附則第三項	
条 例 別 表 第 三 号 イ 及 び 第 五 条 第 二 号 イ の 規 定 に よ り 置 く こ と と さ れ る 保 育 士 の 資 格 を 有 す る 者	幼 稚 園 の 小 学 校 教 諭 の 普 通

附則第七項の表中

教員の免許状又は
諭若しくは養護教
免許状を有する者

を

第五条第一項	
条例別表第三号イの規定により置 くこととされる保育士の資格を有 する者	特定理
附則第三項	
条例別表第三号イ及び第五条第三 項第一号ロ(1)の規定により置くこ ととされる保育士の資格を有する 者	幼稚園 小学校 論の普

学療法士等

の教員の免許状又は
教諭若しくは養護教
通免許状を有する者

に改め、同表附則第五項の項中「第五条第二号」を「第五

条第三項第一号ロ」に改める。

附則に次の一項を加える。

8 第五条第一項及び第三項第二号並びに附則第六項の規定により特定理学療法士
等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに
当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第五条第二項（同条第四
項において準用する場合を含む。）の規定による支援を行う者を除く。）による
支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条に一号を加える改正規定
は、令和八年十二月二十五日から施行する。

2 この規則の公布の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に
おける一学級の人数については、改正後の第四条第一項及び第三項の規定にかか
わらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。